

「男女生き生き企業」表彰実施要綱

(目的)

第1条 この表彰は、職場における女性の活躍推進及び働き方の見直し等に関する優れた取組を行っている企業、事業所及び団体（以下「企業等」という。）を表彰し、優良事例として広く紹介することにより、企業等における女性活躍の取組意欲を高め、具体的な取組を促進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 「男女生き生き企業」の認定を受けている企業等のうち、女性の活躍推進及び働き方の見直し等に関する優れた取組を行っている企業等を表彰の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象としない。

- (1) 応募時に県税の滞納がある場合
- (2) 表彰結果及び取組内容の公表に同意しない場合
- (3) 直近3年間に営業停止処分以上の行政処分を受けたことがある場合
- (4) 前各号の他、重大な法令違反など、極めて不適切な事由がある場合

(表彰の種類)

第3条 表彰は、企業規模別に、「男女生き生き企業優秀賞」を設け、知事賞として表彰する。

(表彰回数)

第4条 表彰は、原則、1企業等1回までとする。

(募集方法)

第5条 表彰の候補となる企業等は、「男女生き生き企業」コンテストとして公募する。

2 公募に関して必要な事項は別に定める。

(表彰基準)

第6条 表彰基準は別表のとおりとする。

(選考方法)

第7条 知事は、別に定める選考委員会の審査に基づき、表彰企業等を決定する。

(応募企業等調査の実施)

第8条 栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課は、必要に応じて応募企業等の調査を行うことができるものとする。

(表彰の取り消し)

第9条 知事は、表彰企業が表彰日以降、表彰の目的を損なう行為等により、表彰企業としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、表彰状等の返還を求めること

ができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

「男女生き生き企業」表彰基準

1 応募企業等が行っている女性の活躍推進及び働き方の見直し等に関する取組について、次の基準を総合的に勘案し、選考するものとする。

表 彰 基 準		
(1)	目的	目的及びコンセプトが明確かつ妥当であること。
(2)	先駆性	他の企業等での取組実績が少なく、先駆的であること。
(3)	モデル性・波及性	他の企業等が自らも取り組みたいと思うような内容であり、県内における波及効果が期待できること。
(4)	取組成果	当該取組を行ったことにより、顕著な成果を上げていること。
(5)	継続性・発展性	今後も継続できる取組であり、発展性も期待できること。

2 応募企業等が県外に本社のある企業等の場合には、上記1に加え、次の基準を満たすものとする。

表 彰 基 準		
(6)	県内事業所における独自の取組	本社の定める制度や取組等のほか、県内事業所において女性活躍推進及び働き方の見直し等に関する独自制度や取組等を一つ以上行っており、上記1(1)～(5)の基準に相当すると認められること。